

## 罰 則

### （制度）

第 1 条 罰則は、罰金、罰点制度により行う。

2. 各リーグ運営委員会は、記録委員の提出するスコアシートにより罰点、罰金の確認を行う。

### （罰金、罰点）

第 2 条 罰金、罰点は、下記の各項に違反した場合に行う。

	種 類	罰 点	罰 金
(1)	不戦負 1 回目	5	5,000円
(2)	不戦負け2 回目（罰則の第5 条を適用する）	10	10,000円
(3)	不戦負けで次の試合の審判当番割当てに係わらず 審判を行った場合（当該罰点より）	- 3	- 3,000 円
(4)	審判団の欠場による試合不成立の場合	10	10,000円
(5)	審判団による試合の遅延	5	5,000円
(6)	審判団による試合の遅延2 回目 （罰則第5 条を適用する）	8	8,000円
(7)	試合中の不慮の事故により続行不可能となった場 合、当該試合の記録を残し、コールド負けとする	1	1,000円
(8)	暴力行為（選手の出場停止を含み）	10	10,000円
(9)	放棄試合（チーム監督の出場停止を含み）	10	10,000円
00)	登録選手の違反（当該選手の除名及び出場した全 試合の負けも含み）	7	7,000円
(11)	試合態度（選手退場を含み）	3	3,000円
02)	連盟行事の規定人員に達しない場所 （1 名につき）	1	1,000円
03)	環境衛生（タバコ、空缶、ゴミ等の処理を怠った 場合）	5	5,000円
04)	その他著しく連盟の運営上妨害となる行為又は名誉を毀損する行為を行っ た場合は理事会は別途罰則を課すことができる。		

※ 連盟行事の限定人員 定時総会 1 名、臨時総会 1 名、審判講習 3 名、開幕式 9 名  
閉幕式 3 名

### （持点）

第 3 条 各チームの罰点の持点は 15 点とする。

(警告)

第 4 条 各チームが10点に達するか又は0点を超えた場合は、運営委員会より当該チームに対し警告し速やかに理事会に報告をする。

(除名)

第 5 条 各チームが持点の15点に達するか又は超えた場合は、理事会の除名処分を含め協議の上決定する。

(保証金)

第 6 条 罰金の支払いを速やかに行う為、本連盟規約第16条の保証金より差し引くものとする。

2. 保証金の剰余金は、翌年度に繰り越すものとし、脱退チームに剰余金がある場合は返却するものとする。

第 7 条 その他の事項は、理事会及び運営委員会が協議決定する。

第 8 条 本規則の改廃は、理事会が行うものとする。